

厚生難発0619第8号  
令和6年6月19日

日本行政書士会連合会 会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長  
(公印省略)

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を  
改正する法律」の公布及び施行について(協力依頼)

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第57号。以下「改正法」という。)については、本年6月12日に国会で可決・成立し、本日公布・施行されたところです。

改正法により、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(令和元年法律第55号。以下「法」という。)に基づく補償金の請求期限は、令和11年11月21日まで延長されることになりました。

つきましては、法の円滑な施行に当たり、貴会におかれましても、改めて下記の事項につき、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 制度の周知

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされており、厚生労働省においては、地方自治体の広報誌や公共交通広告、ホームページを通じた周知などに取り組んできたところです。

貴会におかれましても、例えば、各行政書士会へのリーフレットの配布、貴会会員へのホームページ、メールマガジン等による厚生労働省の相談窓口の案内等を行っていただくなど、引き続き貴会会員を通じて広く市民の方々に向けて制度の周知に御協力いただきますようよろしく申し上げます。

### 2. 相談支援への協力

法において、国は、支給手続に関する周知と併せ、請求の利便のため相談支援を実施することとされており、国には、相談支援のための窓口が設置されておりますが、貴会におかれましても、関係者の方を始め、補償金支給の請

求を希望する方が円滑に請求できるよう、相談支援の取組への積極的な御協力をよろしく申し上げます。

別添1：ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添2：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料  
(官報・通知)

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するQ&A  
(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hansen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html)

(照会先)

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課  
ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

担当：山崎、鈴木、榎本

電話：03-5253-1111 (内線 2148、2149)

hoshoukin@mhlw.go.jp